

## (2) e-Learning等のICT活用教育の質保証の政策や制度

### ① サイバー大学関連制度

前記のように、韓国では、2001年からサイバー大学が設置され、現在17大学が運営されている。サイバー大学ではe-Learningのみで正規の学位を取得できるため、ICT活用教育の質保証のためにどのような制度が取り入れられているかは注目に値する。そこで、ここではサイバー大学の設置基準を中心に、サイバー大学に関連する制度について述べる。

サイバー大学制度は、誰でも・いつでも・どこでも良質な高等教育を受けられる開かれた教育社会・生涯学習社会を実現することを目的として、以下の趣旨で設立されている。

- 高等教育への接近性向上および教育サービスエリアの拡大
- 教育需要者の要求にマッチする様々な教育サービスの提供
- 先端技術をベースとした様々な教育技法を通じた高品質な教育サービスの提供
- 既存の大学教育の限界を補完して高等教育の社会的コストを節減
- ハイレベルな専門担当者の養成および再教育を通じ、国家競争力の強化に積極的に寄与

通常大学と異なりサイバー大学は、生涯教育法に基づいて設置されている。当該法律においては、サイバー大学の質を確保するために、設置者は「地方自治体」、「学校法人」、「非営利財団法人」のいずれかでなくてはならない。

- 地方自治体：地方自治体は条例の制定または改正を通じて、根拠となる規定を準備した後に認可を申請する。
- 学校法人：現行の私立学校法上、サイバー大学のみを設置・運営するために新規学校法人を設立することはできない。既存の学校法人の場合、サイバー大学の設置が最終決定した後に学校法人の定款変更を行う。
- 非営利財団法人：個人・商法上の法人（商事会社）等が単独、或いは協議体（コンソーシアム）を構成して共同で設置する場合、民法上の財団法人設立を通じて設置人が申請する。しかし、営利を目的とする会社等は設置できない。

実際には17のサイバー大学のうち、12校が学校法人、4校がコンソーシアム、1校が単独財団法人である。

サイバー大学は厳格な設置基準によって設置される。その基準には、表10のように敷地面積、教員数、財政面、保険加入等が含まれている。コースウェア開発の環境整備、各種サーバーの管理、ネットワーク、通信インフラ、学習者管理システム等、技術条件も細かく記述され、コンテンツ制作体制、品質管理体制もチェックされている。現在、設置基準の見直しが協議会で検討されており、質保証の面から設置条件が厳しくなる方向となっている。

表10 サイバー大学の設置基準概要

項目	条件
校舎	総面積 660 m <sup>2</sup> 以上、行政室・教授研究室・サーバーおよび通信装備管理室・PC 実習室・セミナー室を有すること
遠隔教育設備	基本施設および支援施設が必要
教員	専任の教員および助教を教授学科当たり各々1名以上確保し、兼任教員・時間講師を別途確保
基本財産	年間の学校会計運営による収益の総額に相当する収益用基本財産を確保する（保証保険に加入することで対処可能）

表11に設置基準の目次を示す。これからわかるように、運営計画だけでなくシステムの構成計画など、非常に細かな基準となっていることがわかる。

表11 サイバー大学の設置基準目次

I. サイバー大学の概観.....	1
1. サイバー大学とは.....	2
2. 設置者.....	3
3. 設置手続.....	3
4. 設置基準.....	4
5. 学事管理.....	8
6. 経過措置.....	11
7. サイバー大学設置認可の審査基準.....	11
II. サイバー大学形態の生涯教育施設設置計画書の書式.....	15
II-1. サイバー大学形態の生涯教育施設設置計画書.....	16
II-2. サイバー大学形態の生涯教育施設の財政運営計画.....	17
II-3-1. 教育・研究用施設・設備確保計画.....	19
II-3-2. 遠隔教育施設・設備確保計画.....	20
II-3-3. 遠隔教育システムの構成計画.....	21
II-4. 教員確保計画.....	22
II-5. サイバー大学の学事運営計画.....	23
II-6-1. 遠隔教育プログラムの運営実績.....	24
II-6-2. 遠隔教育プログラム運営実績内訳書.....	25
II-7. 校舎確保計画.....	26
II-8. 収益用基本財産確保計画.....	27
III. サイバー大学形態の生涯教育施設認可申請書の書式.....	29
III-1. サイバー大学形態の生涯教育施設設置申請書.....	30
III-2-1. 教育・研究用施設・設備確保現況.....	31
III-2-2. サイバー大学の施設・設備確保現況.....	32
III-2-3. 遠隔教育システム構築現況.....	34
III-3. 教員確保現況.....	35
III-4. サイバー大学の学事運営現況.....	36
III-5. 校舎確保の現況.....	37
III-6. 収益用基本財産確保の現況.....	38
IV. 財団法人設立申請の書式.....	40
IV-1. 法人設立許可申請書.....	41
IV-2. 設立発起人名簿.....	42
IV-3. 財団法人〇〇〇創立総会議事録.....	43
IV-4. 財産目録.....	44
IV-5. 財産出捐証書.....	45
IV-6. 事業計画及び収支予算書.....	46
IV-7. 役員就任予定者の現況.....	47
IV-8. 就任承諾書.....	48
IV-9. 財団法人定款（例文）.....	49
V. 参 考 法 令.....	60
1. 生涯教育法.....	61
2. 生涯教育法施行令.....	62
3. 生涯教育法施行規則.....	72
4. 民法.....	75
5. 教育人的資源部所管の非営利法人の設立及び監督に関する規則.....	82
6. 行政権限の委任委託に関する規定.....	86

校舎、システム、教員に関する基準を表12に示す。システムに関する詳細な基準を表13に示す。

表12 サイバー大学の校舎・システム・教員の設置基準

校舎の基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎の範囲：行政室、教授研究室、サーバー及び通信設備管理室、PC 実習室、セミナー室</li> <li>確保基準：総面積が 660 m<sup>2</sup>（最小規模）以上でなくてはならず、実験実習が必要な場合はそれに必要な実習室及び実習機材・資材を備えなければならない</li> <li>校舎は設置者の所有でなければならない（但し、学校法人の場合、サイバー大学の専用使用を条件とするときは、当該法人が設置・経営する学校の校舎を活用可能）</li> </ul>
システムの基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサーバー、動画サーバー、データベースサーバー、学事行政サーバー、バックアップ用データサーバー及びファイアウォールサーバーは、各々独立したサーバーでなければならない</li> <li>サイバー大学のサーバーは、他の機関が共同で使用してはならない</li> <li>サーバーの円滑な運営の為に、IDC のサーバーコロケーション（セキュリティサービスを含む）を受けることを勧める。全サーバーに対して上記サービスを受ける場合、ファイアウォールサーバー及び無停電設備は設置しなくてもよい。</li> <li>本基準は最低基準であり、サイバー大学設置時に学生の定員により別途審査を行うものとし、新しい技術の発展に伴い上記設備基準の施設・設備に代えることが可能であると思われる施設・設備を導入する場合は、代替施設・設備を認めることができる。</li> <li>新しい技術の発展により上記設備基準の施設・設備と代替可能と思われる施設・設備を導入する場合、代替施設・設備を認めることができる。</li> <li>本基準は 2003 年に開校予定の遠隔大学の設置認可時から適用され、既に認可を受けた遠隔大学はこの基準に従い遠隔教育設備基準を備えなければならない。</li> </ul>
教員確保の基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員及び助教を学科・学部（専攻）当たり各々1名以上置かなければならず、授業の円滑な実施のために兼任教員及び時間講師などを確保しなければならない。</li> <li>専任教員は、専攻学科の授業だけでなく、当該学科を運営するのに必要な教育課程・学事管理及び教員の配置など、学科の実質的な管理者の機能を遂行する。</li> <li>兼任教員及び時間講師の確保及び配置計画は、設置計画書の提出時に含まなければならない。</li> <li>サイバー大学の教員の資格は、「教授資格基準などに関する規定」による資格基準に該当する者でなければならない。</li> </ul>

表13 サイバー大学のシステム設置基準の詳細

サーバー及び通信設備管理室関連の施設・設備		
区分	施設・設備名	規格
ハードウェア	Web サーバー	CPU: 700MHz*2 以上 Memory : 11GB 以上 HDD: SCSI 36GB 以上
	VOD(Video On-demand)サーバー	CPU: 700MHz*2 以上 (CPU 当り 512K キャッシュ) Memory : ECC SDRAM2GB 以上 HDD: SCSI 72GB 以上
	データベースサーバー	CPU: 700MHz*2 以上 (CPU 当り 512K キャッシュ) Memory : ECC SDRAM1GB 以上 HDD: SCSI 72GB 以上
	学事行政サーバー	Web サーバーと同一水準
	バックアップ用データベースサーバー	Web サーバーと同一水準
	ファイアウォールサーバー	CPU: 300MHz*1 以上 Memory : 256MB 以上 HDD: 10GB 以上
	メールサーバー コミュニティサーバー	他のサーバーに統合して使用可 (各々独立サーバー推奨)
	ストレージレイ	500GB 以上 (最大拡張容量 7TB)
	補助記憶装置	MT(Magnetic Tape)など
ソフトウェア	Web サーバー	ウェブサーバー機能
	VOD サーバー	50 ストリーム以上
	データベース管理システム	DB は同時使用者 20 名以上であること <ul style="list-style-type: none"> <li>「DB 同時使用者」とは、外部からインターネットに接続時の許可権限数を意味する</li> <li>検索エンジンを含むことを推奨する</li> </ul>
	遠隔教育運営ソフトウェア	講義進行モジュール、学事管理モジュール、教案著作モジュール コンテンツ管理ツール 別途、運営審査時に運営が円満であると判断されるもの
ネットワーク	内部網	ファイバ分散データインターフェース (FDDI) ファスト・イーサネット(Fast Ethernet) 非同期時分割多重送信システム (ATM)の中 1 つ
	外部網	T3 以上
媒体制作室運営施設・設備		
区分	施設・設備名	規格
ハードウェア	映像編集設備	動画編集用線型(Linear)システム PC(90GB HDD 以上) 映像編集ボード デジタルカムコーダー (3CCD DV 級以上)

	音響編集設備	PC、サウンドカード、マイク、スピーカー
	グラフィック編集設備	PC、スキャナー、デジタルカメラ
ソフトウェア	Web エディタ	Web 基盤の編集用ソフトウェア
	音響編集ソフトウェア	音響編集専用ソフトウェア
	動画及びグラフィック編集ソフトウェア	2次元/3次元動画及びグラフィック加工ソフトウェア
その他		
区分	施設・設備名	規格
その他	電子図書館	他の電子図書館にリンクし、学生が実際に使用できるよう措置 推奨：独自の電子図書館の構築
	無停電電源装置	30KVA、30分以上維持

韓国でサイバー大学の設置・運営が始まって2001年から5年が経過したが、この間、種々の問題点が発生しており、これに対する対応が必要となってきた。具体的には、2005年5～7月に教育・人的資源開発部、韓国教育学術情報院（KERIS）、韓国教育開発院（KEDI）の合同で実施した監査及び実態調査の結果、以下のような学事管理運営、施設基準、財政・会計運営の様々な側面での不適正が確認された。

- 設立認可要件の未充足（4校）
- 出欠確認システムの不備など、学事管理の不適正
- 時間制登録生の選抜及び管理不正による学位商売疑惑の発生
  - 委託代行の専門斡旋業者を通して時間制の学生を募集し、単位当り手数料を支給
- 新・編入生の超過選抜、定員外の超過選抜、無資格者の産業界委託生の選抜などの規定違反
- 法人で執行する会計（校舎賃借料、保証保険手数料、法定負担金など）を校費会計で執行するなど、会計処理の不適正

また、校費の横領及び流用が発生し、検察への告発などの措置を取ったが法制度的に限界があった。さらに、遠隔大学に対する評価制度が不十分で進学者が大学を選択する上で困難が発生している。すなわち、サイバー大学の進学者が当該大学の教育水準及び環境などを知ることができず、広告や周りの人の助言だけでサイバー大学を選択している。また、評価を通したサイバー大学独自の発展のための仕組みが不十分である。

このため、サイバー大学の教育の質向上および責務性の強化を目的とした法・制度的な枠組み作りが進められている。この取組は、以下の課題から構成される。

- 設置根拠法律の生涯教育法から高等教育法への変更
- 設置・運営基準の強化
- 学事の運営・管理の強化
- 質の管理体制構築

このうち、設置根拠法律の生涯教育法から高等教育法への変更については現在検討中である。背景として、上記のようなサイバー大学の運営面での不適正のほかに以下が挙げられる。

- 私立学校法の適用を受けないため、在籍している学生及び教員に対する保護が十分でない。

- 同じ遠隔教育を実施している韓国国立オープンユニバーシティ（KNOU）が高等教育法に規定されており、遠隔教育を実施する大学に対する規定が二元化されている。

今回の改正案の概要は以下の通りである。

- 高等教育法において、「情報、通信媒体を通じる遠隔教育」を特徴にする大学学位授与機関の通称を「遠隔大学」とし、遠隔大学の種類にサイバー大学を追加する。
- 現行の生涯教育法によるサイバー大学が高等教育法のサイバー大学に転換を希望する場合には法律施行以後3ヶ月以内に教育・人的資源開発部に届け出て、申告した時点で高等教育法のサイバー大学に転換できるものと見なす。
- 私立学校法において、サイバー大学の運営者が改定された高等教育法のサイバー大学に転換申告をした後から、私立学校法を適用するようにして、一般大学に準ずる学生の学習権保護、教職員身分保障及び透明な大学法人会計運営ができるようにする。
- 生涯教育法ではサイバー大学に関する設置根拠規定を削除する一方、改正案で示された高等教育法のサイバー大学に転換したくない場合には、遠隔教育形態の生涯教育施設に切り替えるか、閉鎖することとする。ただし、この法施行時点において、すでにサイバー大学の学籍を保有している学生は以前の規定によって学歴、学位が認められる。

また、これに合わせて、学事運営管理指針についても改正案が検討されており、改正案は以下のような点に関して規定されている。

- 学生の定員管理
- 学生の選抜
- 企業・軍委託教育
- 学則など学事規定の運営
- 学事管理
- 組織および教職員
- 時間制登録・公開講座
- 個人情報保護およびコンピュータ保護

各項目の主要な内容を表14に示す。

表14 サイバー大学の学事運営管理指針改正案の内容

項目	内容
学生の定員管理	
入学定員	該当学年度の新入学又は別途3学年への編入学の枠で募集できる人員として、教育・人的資源開発部長官の承認を受け、募集単位別に学則に定める。
編制定員	該当学年度の入学定員とその直前3年間(専門学士学位課程は1年)の入学定員を合わせた人員。
設置の制限	学則に募集単位別の入学定員を定めるにあたり、医療及び司法系列など国家の人材需給計画に基づいて、定員の増員を制限する学科(専攻)と実験実習を中心に授業が行われる学科など、遠隔教育に適合しない学科(専攻)は、設置から除外しなければならない。

入学定員の学年別管理	募集単位別の入学定員は、該当学年度別に管理しなければならない、該当学年度の直前 4 年までの入学定員を必ず学則に記載しなければならない。
定員外選抜定員	産業体委託と軍委託は、各々募集別入学定員の 20%(産業体委託 20%、軍委託 20%)以内に限り定員外選抜が可能で、委託教育の推薦及び毎学期在籍確認などの手続きを遵守しなければならない。
新・編入充員	ア. 新入学の入学定員中、定員を満たしていない場合、又は未登録などによる欠員は、同じ学年度の第 2 学期に新入学者として募集が可能で、第 2 学期にも募集できなかった欠員は、翌年度には 2 学年への編入学者として選抜し、2 学年への編入学者として選抜できなかった欠員については、その次の年度に 3 学年への編入学者募集として選抜が可能である。 イ. 4 月 1 日以降の辞退又は除籍による欠員は、2 学期には選抜することができず、10 月 1 日以降の辞退又は除籍による欠員の充員については、翌年度の 2 学期から可能となる。
3 学年の枠外定員	ア. 生涯学習社会の具現という遠隔大学の設置目的などに鑑み、専門大学卒業者などに対する継続的な教育の場を広げるために、別途 3 学年への編入学定員の設置を許容する。 イ. 3 学年への枠外定員は、当該大学の入学者定員の範囲内に限定し必ず学則に反映させることとする。 ウ. 一般編入学と区分して学則に記載した上で学生を募集すること。 エ. 設置制限のある学科などは、新入学と同一に準用すること。 オ. 第 1 学期に定員を満たしていない場合、又は未登録による欠員は、第 2 学期に充員募集が可能だが、第 2 学期にも募集できなかった定員については、翌年度の編入募集としての充員は不可能である。
進級落第者	当該年度の新入生が修了基準単位数を履修できなかった場合にも、学年度別の入学定員に含めて管理するが、その新入生の学年修了については認定されない。
学生の選抜	
先着順募集の禁止及び代行業者を通じた募集の禁止	ア. 高等教育法施行令第 31 条(学生の選抜)第 1 項及び第 2 項、生涯教育法施行令第 37 条(遠隔大学の入学・編入学など)の規定に基づき入学者を選抜するにあたり、全ての国民が能力に応じて均等に教育を受けられる権利を保障しなければならない。 イ. 入学者の選考にあたり、先着順の募集及び選考期間内における随時発表などを禁止する。 ウ. 入学代行業者を通じた学生の募集・選抜を禁止する。
編入学生の単位認定基準	編入学の認定が可能な単位は、高等教育法施行令第 15 条に基づいて、国内外の大学、社内大学及びその他遠隔大学、単位認定などに関する法律に則って取得した単位とし、その認定範囲・科目は、卒業履修単位の 1/2 の範囲内で学則に定める。
産業体・軍委託教育	
軍委託生の選抜	ア. 新入学：高校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、現役軍人として服務中の者。 イ. 編入学：当該学年の編入学に必要な修了認定単位取得者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、現役軍人として服務中の者。 ウ. 選考手続き：各軍の参謀総長の推薦に基づき、当該大学で定めた入学選考手続きに従って行われるが、学・軍協約によってのみ入学定員枠外として学生を募集する。

	<p>エ. 志願学科：特別な理由がない限り、本人が希望する学科を自由に選択することができる。但し、実験・実習が求められる学科は志願することができない。</p> <p>オ. 教育審議委員会の設置・運営、委託教育の実施報告、委託教育の実施に関するその他事項などは、“産業体委託生”関連指針を準用する。</p> <p>カ. 委託教育に関する事項の内、本指針に含まれていない事項など、細部運営事項については、教育・人的資源開発部長官が別途定め、それ以外の事項は学則の定めるところによるものとする。</p>
学則等学事規定の運営	
遠隔大学学則記載事項	<p>ア. 遠隔大学の学則記載事項に関しては、高等教育法施行令第 4 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>イ. 産業体委託教育(軍委託教育を含む)に必要な事項を記載する。</p> <p>ウ. 時間制登録生募集定員及び大学の長による学位授与に対する事項を記載する。</p> <p>エ. 遠隔授業及び出席管理に関する事項、学業成就度の評価項目及び評価方法に関する事項を具体的に記載する。</p> <p>オ. 遠隔授業及び補助方法として出席授業を実施する場合及び通信による評価方法の補助方法として出席評価を並行する場合、その運営に関して必要な事項は必ず学則に定める。</p>
改正手続き及び報告	<p>ア. 大学の長が学則を改正しようとする場合には、学則が定めるところに従って改正案の事前公告・審議及び公報の手続きを経なければならない。</p> <p>イ. 学則改正案の事前公告の際、大学のホームページを通じて 1 週間以上公告し、学生など大学構成員が十分に認知できるようにしなければならない。</p> <p>ウ. 大学の長が学則を改正する際には、これを速やかに教育・人的資源開発部長官に報告しなければならない。</p> <p>エ. 学則改正を報告する際、改正理由書、新・旧条文対比表、改正学則全文各 1 部を提出しなければならない。</p> <p>オ. 教育・人的資源開発部長官は、改正報告された学則中に、法令に違反する事項があると認められた場合、その是正を求めることができる。</p>
学事管理	
シーズン学期	<p>ア. 遠隔大学は、在学生及び時間制登録生を対象に、休業期間を利用してシーズン制の授業を行うことができ、この場合にも、単位当たりの履修時間は 15 時間以上となるようにしなければならない。</p> <p>イ. シーズン制授業で履修できる単位は、毎学期取得基準単位の 1/2 を超えない範囲内で運営しなければならない。直前の正規学期と合わせて 24 単位を超えてはならない。</p> <p>ウ. 1 年 3 学期制で運営を行っている遠隔大学では、学期毎の授業日数 15 週以上を確保しなければならないという日程上の理由で、シーズン制授業の運営が不可能である。</p> <p>エ. シーズン学期は、正規の学期ではないため、正規学生又は直前の正規学期の時間制登録生以外に新規の時間制登録生の登録が不可能である。この場合、時間制登録生の履修単位は、正規の学期と合わせて 9 単位を超えてはならない。</p>
学生の専攻履修	<p>ア. 遠隔大学の学生は、本人の選択によって学科又は学部が提供する専攻を履修するが、学則が定めるところに従って専攻を履修することができる。</p>

	イ. 学生が、上記の通り専攻を履修できる申請基準は、累積評点平均 B° (4.3 満点 基準 B-)
単位当たりの履修時間	単位当たりの履修時間は、毎学期 15 時間以上とし、これは、講義コンテンツによる授業と質疑&応答、オンライン討論などの授業関連活動を合わせた概念である。
講義	<p>ア. 遠隔大学の授業は、事前に作成された講義コンテンツ(以下‘コンテンツ’とする)を運営プラットフォームに盛り込み、学生が遠隔で受講することを原則とする。</p> <p>イ. 1 講座当たりの担当教員は 1 人を原則とするが、教科の特性上必要と判断される場合には、チームティーチングの方法で授業を運営することができる。この場合、コンテンツ作成及び授業運営の細部事項については、学校規定として定める。</p> <p>ウ. 受講生が 200 名を超える規模の大きな授業の場合、班に分けて講座別に担当教員を充てるか、定員をオーバーした学生数に応じて適正な人数のチューターを確保しなければならない。</p> <p>エ. 遠隔授業の補助方法として、20%以内で出席授業を実施することができる。但し、この場合、出席授業運営に関して必要な事項については学則に定めなければならない (やむを得ず 20%以上の出席授業を実施する大学では、出席授業運営に関する必要事項について、教育・人的資源開発部長官の承認を得なければならない)。</p> <p>オ. 地域における学習の場を設置し、授業の補助手段としてではなく主な手段とするオフライン講座の運営は禁止する。</p>
講義コンテンツの作成	<p>ア. 学期開始前に 4 週分以上の講義コンテンツの作成が完了していなければならない。</p> <p>イ. 講義コンテンツを、学期中に作成し授業運営に支障を及ぼすことがないように留意しなければならない (講義予定日の最低 4 週間までに講義コンテンツの作成完了)。</p> <p>ウ. 1 単位分のコンテンツは、学生が受講を完了するまでの平均進行時間が 30 分以上になるように作成されなければならない。</p> <p>エ. コンテンツは、科目の特性によって、週毎に 1~3 講義などに分けて作成することができる。</p>
遠隔大学のシステム	<p>ア. 生涯教育法施行令第 31 条及び第 32 条に従って、大学で保有する教育用サーバーなどの設備は、他の機関と共同で使用することはできない。</p> <p>イ. 大学の学事管理システムには、授業及び出欠管理、評価システムが含まれることを義務化する。</p> <p>ウ. 遠隔大学の運営プラットフォームは、24 時間休みなく稼動することを原則とする。</p> <p>エ. 授業及び出席、評価に関する資料は、該当学生の卒業後 4 年以上保存することを義務化する。</p> <p>オ. 学生の学籍資料は永久保存する。</p>
組織及び教職員	
教授	<p>ア. 教員の資格基準については、教授資格基準などに関する規定を準用する。</p> <p>イ. 大学には、専任教員及び助教を各々学科又は学部、専攻別に 1 名以上置かなければならず、教育・人的資源開発部長官が、学校の性質上必要なケースとして教員一人当たりの学生数などの教員確保基準を定める場合には、当該基準の範囲内で定員を満たさなければならない。</p>

助教	教授資格基準などに関する規定(別表)の資格基準に基づき、勤務しようとする学校と同等以上の学校を卒業した学力がある者。
チューター	ア. 大規模な講座で、学習者の質問に対するフィードバック、学習動機の誘発、学習に対する激励、採点及び成績の算出など教員の講座運営を支援するため、講座別にチューターを置くことができる。 イ. チューターの資格は、該当学科(専攻)と同一又は類似した分野を専攻した、修士課程在学以上の者を原則とする。
専任確保基準	遠隔大学は、教育の質を保障するため、学部(学科)の学生数 200 名当たり 1 名の専任教員を確保しなければならない。 ※学生数：定員内学生数＋定員外学生数＋時間制登録生数(3 名で 1 名として換算)
時間制登録・公開講座	
時間制登録	ア. 時間制登録生の募集は、当該年度の編制定員以内での募集が可能であり、必ず、大学の学則に定めた上で運営しなければならない。 イ. 大学は、時間制登録生の募集人員に対する募集結果を、4 月 1 日及び 10 月 1 日に登録状況を報告する際に併せて提出する。 ウ. 時間制登録生が申請することができる単位は、学期毎に、当該遠隔大学の学生が申請することができる取得基準単位の 1/2 まで取得可能。(シーズン学期含む) エ. 委託代行業者などによる時間制登録生の募集及び斡旋手数料の支給行為を禁ずる。
公開講座	ア. 遠隔大学は、在学生以外の者を対象とする公開講座を実施することができる。 イ. 公開講座の遠隔授業は、非学位課程であるため、別個の講義コンテンツを作成して教養課程や資格課程などの授業を実施することができる。 ウ. 遠隔大学は、公開講座を開催するにあたり、その付属施設として生涯教育院(サイバー教育院)を運営することができるが、その組織及び運営などに関しては学則に定めるものとする。
個人情報保護及び電算保護	
ファイアウォール(防火壁)の設置及び情報保護管理体系の認証	ア. 遠隔大学の個人情報保護及び電算保護のためファイアウォールを設置し、サイバーテロなどの侵入事案を事前に予防しなければならない。 イ. 遠隔大学の中核資産である電算システムへの投資・管理を継続的に維持し、常時保安体制を構築しなければならない。 ウ. 遠隔大学における情報保護管理体系の確立及び効率的な運営のために、第三の認証機関(韓国情報保護新興院など)を通じて情報保護管理体系の認証書を獲得しなければならない。

サイバー大学の質の管理体制の構築については、2006年4月から評価指標の開発研究を行ってきた。この研究の目的は以下の通りである。

- サイバー大学の質的革新及び向上のための、サイバー大学の特性を反映した体系的な評価指標の開発及び評価
  - サイバー大学が良質の教育機会を提供するためには、学事運営体系の革新及び教授学習の手軽さの向上が必要
  - 客観的で体系的な評価を通じた持続的な質の管理体制の構築が必要
- サイバー大学に対する体系的な評価指標の開発を通して、サイバー大学の教育サービスの競争力を高め、サイバー大学の内容の充実及び持続的な質の管理を図る

この研究の範囲は次の通りである。

- サイバー大学の評価指標及び評価ツールの開発
  - 国内及び海外の大学の評価指標の現況調査・分析
  - サイバー大学の評価指標及び評価ツールの開発
- サイバー大学の特性を反映した評価指標及び評価ツールの開発
- 「2005年サイバー大学の運営の実態調査」の評価項目である施設・設備の活用、財務・会計の運用実態、学事管理の実態などを反映
- 施設・制度的評価及び学事運営、教授学習体制、コンテンツの活用度及び質の管理など、生涯教育機関の特性を反映したツールの開発
- サイバー大学の評価支援及び評価結果の反映
  - 17のサイバー大学に対する評価支援及び評価結果の反映
  - 法制、学事運営、教授学習体制などに対する評価を通じた評価指標の長短所の分析及び改善点の補完を導出
  - 評価結果を通して大学別改善事項の分析及び改善方法の提示
  - 評価結果を反映した最終評価指標の提示
- 評価指標を活用したサイバー大学の評価認証制モデルの提示
  - サイバー大学に対する持続的な評価体制具案
  - 評価認証制構築時に必要な評価の準拠、評価要素、変因、測定及び活用方案などを考慮して反映

サイバー大学の評価制度は、大学の教育、学事管理、インフラの優秀性を点検する質管理型の評価制度と評価認証型の評価制度という両面的な性格を帯びている。しかし、ここでの評価認証制とは、アメリカ式のアクレディテーションでなく、韓国大学教育協議会の大学評価認証制の形態と見ることができる。本研究において開発する評価指標は、政策的な活用と評価認証制に備える大学評価制度の要求を考慮している。

この研究では、図6のような大学経営システムの構造モデル、および、図7のような大学教育システムの構造モデルに基づいて、評価項目の開発を行っている。

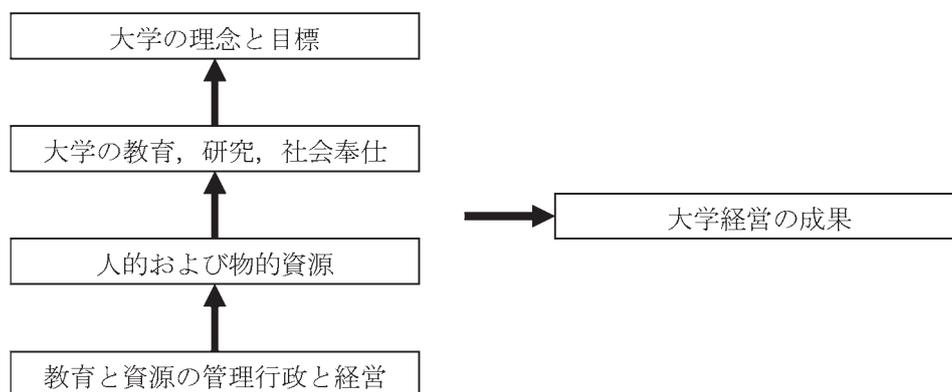


図6 大学経営システムの構造モデル

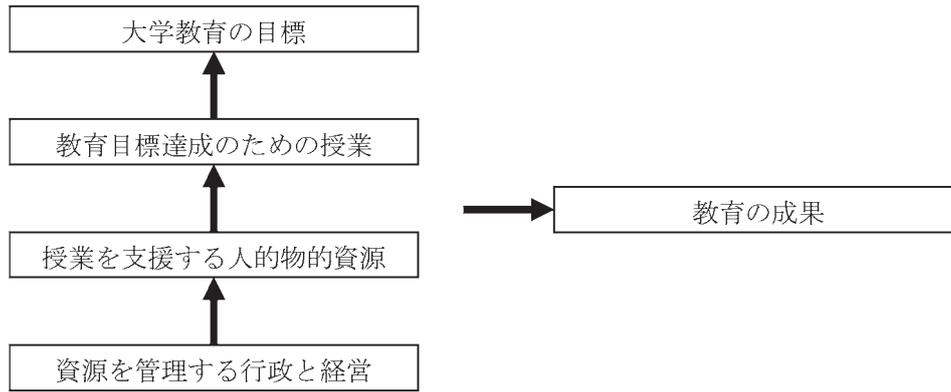


図7 大学教育システムの構造モデル

この大学教育システムの構造モデルから、教育目標、授業、人的資源、物的資源、経営と行政、教育成果、といった評価項目を導き出すことができる。さらに、教育システムを構成する教育目標、授業体制、支援体制を表15のように前提条件、プロセス、成果の要素に細分し、各評価項目をあてはめる。

表15 サイバー大学教育システムの要素分析

区分	教育目標	授業体制	支援体制	
前提条件	教育計画（理念、目的、目標、教育課程）		人的資源	物的資源
プロセス		教授－学習 （教授設計、コンテンツ開発 授業の運営）	経営と行政	
成果	教育成果			

以上から以下の6つの評価領域が抽出される。

- 教育計画
- 教授－学習
- 人的資源
- 物的資源
- 経営と行政
- 教育成果

実際の評価は、上記の6つの評価領域をさらに16の評価部門に分類した詳細な評価項目を設けて評価を実施する。この評価項目の詳細を表16に示す。

評価は、教育・人的資源開発部を主体に分野別専門家など11名で構成される“遠隔大学評価委員会”を設けて、評価指標及び評価マニュアルを確定し、2006年10月～2007年2月まで17のサイバー大学すべてに対して評価を実施する。大学が評価項目に基づいて自己点検を行い、報告書を教育・人的資源開発部に提出する。教育・人的資源開発部内の大学評価チームが、報告書の外部評価を行い、さらに訪問調査を実施し、それらをあわせた総合評価を行い点数化することとなっている。

表16 サイバー大学の質評価基準

評価領域	評価部門	評価項目	評価指標数		配点(割合%)	
I 教育計画	1-1 教育目標	ア. 教育の理念と目的	2	6	15 (3)	50 (10)
		イ. 教育目標の設定	2			
		ウ. 教育目標の活用	2			
	1-2 教育課程	ア. 教育課程の編成	4	7	35 (7)	
		イ. 教育課程の運営	3			
II 教授学習	2-1 教授設計	ア. 教授設計過程の適切さ	2	7	35 (7)	
		イ. 教授設計の質	3			
		ウ. 教授設計の管理	2			
	2-2 コンテンツの開発	ア. コンテンツの開発過程	1	4	25 (5)	
		イ. コンテンツの質	1			
		ウ. コンテンツ開発管理	2			
	2-3 授業運営	ア. 授業管理	5	12	60 (12)	
		イ. 相互作用	3			
		ウ. 教授－学習支援活動	4			
	2-4 教授－学習評価	ア. 授業評価	2	5	30 (6)	
イ. 学習評価		3				
III 人的資源	3-1 学生	ア. 学生の構成	2	7	25 (5)	
		イ. 学生の学習の意志	2			
		ウ. 学生の学業能力	3			
	3-2 教員	ア. 教員の確保	2	7	45 (9)	
		イ. 教授の専門性	3			
		ウ. 教員の勤務条件	2			
	3-3 職員	ア. 職員の確保	3	9	30 (6)	
		イ. 職員の年数	2			
		ウ. 職員の勤務条件	4			
IV 物的資源	4-1 施設	ア. 校舎の確保と活用	2	5	20 (4)	
		イ. 施設の満足度	3			
	4-2 システム	ア. 学習管理システム	6	11	35 (7)	
		イ. 学事管理システム	5			
	4-3 設備	ア. 機資材及び通信設備	3	5	20 (4)	
		イ. ソフトウェア	2			
V 経営と行政	5-1 経営	ア. 経営目標と戦略	3	11	35 (7)	
		イ. 大学の意思決定	2			
		ウ. 企画及び評価	3			
		エ. 大学の財政	3			
	5-2 行政	ア. 学生サービス	4	12	40 (8)	
		イ. 学事行政	4			
		ウ. 支援行政	4			
VI 教育成果	6-1 教育満足度	ア. 在学生の満足度	2	4	25 (5)	
		イ. 卒業生の満足度	2			
	6-2 社会的認証	ア. 社会的評判	2	5	25 (5)	
		イ. 公的認証	3			
6つの領域	16の評価部門	42の評価項目	117	117	500 (100)	

### (3) e-Learning等のICT活用教育の質保証や効果的な教育手法

#### ① 通常大学

今回調査を行った4つの通常大学（ソウル国立大学、延世大学、梨花女子大学、仁荷大学）の取組についてまとめる。

#### (a) 開発段階における質保証

##### 1) インストラクショナル・デザインによる質の向上

今回調査を行った大学では、いずれもe-Learningコース開発にインストラクショナル・デザインを適用して質の向上を図っている。e-Learning支援チームはいずれの大学でも数名から10名前後の規模で、その中に、数名のインストラクショナル・デザイナーが属している。インストラクショナル・デザイナーは実際のコンテンツ実装を行うメディアデザイナーと組んで、教育内容の専門家（SME: Subject Matter Expert）である教員の支援をしながらコンテンツ開発を進める。

仁荷大学では、e-Learning化を実施する場合、まず、委員会でe-Learningに適した科目かどうかを事前検討する。メディア支援チームは10名（インストラクショナル・デザイナー2名、メディアデザイナー3名、撮影2名、システム3名）の体制で、コンテンツ開発とシステム管理を行なっている。コンテンツ開発は、インストラクショナル・デザイナーとメディアデザイナーがペアで行う。6ヶ月で6講座分を開発する。具体的には、以下のようなステップを踏む。ここで開発類型とは、使用するメディアや表現方法に沿ってe-Learningコンテンツをタイプわけしたものである。

Step1) 担当教授の制作支援要請を受け、または新規に開設される教科目の中、e-Learningコンテンツで制作するのに適した講座を定める。

Step2) 選ばれた科目の特性を分析する。

Step3) 担当教授、教授設計者、デザイナーが集まり、開発類型と日程を定める。

Step4) 開発類型に合わせて、原稿→ストーリーボード→デザインプロトタイプの制作を順番に行う。

Step5) プロトタイプを確定する。以上のステップまでで、通常1ヶ月程度を要する。

Step6) プロトタイプに合わせて毎週、原稿→ストーリーボード→デザイン→検収の過程が繰り返され、開発が完了する。

梨花女子大学でも、インストラクショナル・デザインを導入しており、コンテンツ開発はインストラクショナル・デザイナーとWebデザイナーが実施する。e-Learningの支援を行うマルチメディア教育研究所のメンバー14名のうち4名がインストラクショナル・デザイナーである。コース開発は、

- ニーズ分析
- コース選定
- SMEヒアリング
- グループ会議
- 起草作成
- ニーズ評価レポート
- プロトタイプ開発
- ストーリー化

- 実装

という手順を踏む。理解促進や時宜適切な対処ができるよう、SMEとのコミュニケーションの円滑化を心がけている。

また、梨花女子大学は、クレドゥ・カンパニー（CREDU）と合同で、「e-Learningスペシャリスト」を育成している。これは、教育環境・教育設計を理解し、費用対効果の高いプランを構想することのできる人材を育てるプログラムであり、対象や内容は次のとおりである。

- 対象：e-Learningに関心のある学生・一般人
- 期間：16週間
- 学習内容：教育工学、ビジュアル・デザイン、コンピュータ工学など
- レベル：学習者の習得レベルにより基本コースと高等コースに分かれている
  - 基本コース：e-Learningの設計と開発
  - 高等コース：e-Learningシステムの構築・管理・運営

## 2) 教員等の支援ツールの高度化による質の向上

各大学ともパワーポイントなど教員の使い慣れたツールを使い、講義の模様を収録して、できるだけ低い負担でコンテンツが作成できるようにしているのは同様である。

延世大学では、コンテンツ作成は教員と相談しながら行っており、形式もさまざまである。形式としては以下のようなものがある。

- 黒板を使った講義を動画で収録したもの
- パワーポイントと講義を組み合わせたもの
- パワーポイントにナレーションを組み合わせたもの
- アニメーションを使用したもの
- 物理や化学の実験の様子を収録したもの

最初の黒板を使った形式では、教員は普段の講義と全く同様に、授業を行うことができる。また、最後の実験をビデオに収録した形式は、通常実験室で行っている模様をわかりやすくビデオに納めたもので、e-Learning向けの特別な準備なしに、効果的なコンテンツを作成することができる。

仁荷大学では、コンテンツのタイプは、

- 講義の動画
- 動画+パワーポイント。教員による書き込みを含む。
- フラッシュアニメーションによるWBT
- インタラクティブなシミュレーションやロールプレイ

となっている。2番目の形式は、講義中に教員が書き込んだデータを記録する形式で、教員に負担をかけずにコンテンツを作成することができる。

## 3) LMSとCMSによる質の向上

LMSは各大学とも独自のものを開発している場合が多い。しかし、機能はいずれも似通っている。当初スタッフが自主開発し、あとで、アウトソーシングで作り直すという例も見られる。フルオンラインの授業だけでなく、ブレンディッドの授業の場合も、LMSを活用して管理の効率化を図っている。

延世大学では、LMSはメンバーが自主開発し、2004年にアウトソーシングでシステム更

改を行った。主な機能は以下の通りである。

- 連絡事項の掲示
- 毎週の講義の教材提示
- ディスカッションルーム
- Q&Aルーム
- レポート提出
- 学習者のアクセス、書き込み回数の管理・評価

仁荷大学では、全教授がLMSを使うよう指示されている。シラバス登録、Q&Aなどを行なうシステムがある。科目により、1) 完全e-Learning型、2) ブレンディッド型、3) オフライン型がある。3) の場合でも、掲示板や討論室を活用して講義の補完を行っている。

梨花女子大学では、LMSのカスタマイズのために、教員や学生のニーズ調査や、マーケットにおけるLMSの動向調査を行っている。

#### 4) 著作物の共有化・再利用促進による質の向上

各大学ともコンテンツの作成は教員の意向に依存するところが大きく、明確に共有や再利用は行っていない。しかし、コンテンツはいくつかのタイプにパターン化されていて、作成のノウハウは共有、再利用されている。また、他大学とコンソーシアムを組んで、コンテンツを相互に流通させるケースも見られる。

仁荷大学では、コンテンツのタイプはいくつかに類型化される (<http://cic.inha.ac.kr>参照)。

- 音声／動画の講義が含まれたhtmlコーディングで制作された講座  
環境の理解、創意力開発、英語語彙の理解、スタート日本語など、ほとんどの講座がこれに該当する。
- 音声／動画の講義が含まれたオーサリングツールで制作された講座  
一般数学2、グラフィックデザインの理解など、板書が必要であったり、単純イメージの提供が主となる一部の講座
- 音声／動画の講義が含まれたオーサリングツールとhtmlコーディング併用で制作された講座  
大学英語1、3、生物の世界など、オーサリングツールとhtmlコーディングの長所を積極的に活用した一部の講座
- 100%動画、板書講義+講義ノートの添付ファイルが提供される講座（予定）  
コンテンツのタイプの選択や開発においては以下のような観点に注意する。
- 講義目標に効果的にアプローチするための様々な教授設計方法を適用する。
  - 教授学習型の授業設計。知識の伝達と共にスキルの向上（例：リスニング、スピーキング）を目標とする講義は、学習者が学習課程にできるだけ多く参加できるよう、様々な種類のマルチメディアとクイズなどを提供する。クイズはフィードバックとなり、全ての課程は反復学習が可能であるため、スキルの向上に適した設計方法である。
  - 学習者参加型の授業設計。知識の伝達を目標とする場合、動画の講義と要約整理された教材案を同時に提供する。動画のない教授学習型講義は、出来るだけ読みやすく理解し易い叙述型で教材案を作成する。また、必要な場合は、印刷及びダウンロード用の教材案を別途提供する。
  - ストーリーテリングの授業設計。ストーリーテリング (Story Telling) という言葉通り、話しをするという意味を持つ。この方法は、短編的で一方的な知識伝達型の講義や簡単

に説明するのが難しい講義設計に適用され、学習に対する興味を自然に誘発することでより効果的な学習を可能とする。

- 教授と学生の相互間の親密感を高めるため、キャラクターを使用する。
- 学習内容の効果的な伝達のために、挿絵及び関連イメージ、音声、動画、アニメーションなど、様々なメディアを積極的に使用する。
- 線結び、穴埋め、○×選択、短答型の主観式・客観式・叙述型などのさまざまなクイズを用意し、フィードバックを通して学習の習得度に対する自己診断を可能とする。
- 使用者の利便性を考慮したインターフェースのデザインを行う。学習者が講義のどの部分を学習しているのかをひと目で理解させるインターフェースと、戻る／次へボタンなどを用いて学習コンテンツ間の移動を容易にする。

また、仁荷大学では、他大学と連携し、自らの得意とする「IT」、「経営」、「通商」、「物流」などは自主開発し、「哲学」、「法学」、「社会科学」、「福祉」などの分野は他大学が開発したe-Learningコースを導入している。また、日本の明治大学、オーストラリアのRMIT、など海外8大学とコンソーシアムを形成している。

延世大学では、コンテンツのタイプには以下のようなパターンがある。

- 黒板を使った講義を動画で収録したもの
- パワーポイントと講義を組み合わせたもの
- パワーポイントにナレーションを組み合わせたもの
- アニメーションを使用したもの
- 物理や化学の実験の様子を収録したもの

## (b) 豊かな支援による質保証

### 1) 教員に対する支援

各大学ともコンテンツ開発には支援チームによるサポートがある。また、学習者数が多い場合はティーチングアシスタントをつける、履歴や出席の管理をシステム化するなどの支援がある。

梨花女子大学では、教員に対する支援として、ICTを活用した教育に関する助言、教授法ガイドライン、オンラインサーティフィケートプログラムの提供を行っている。また、ティーチングアシスタントを学生30名対して1名つけている。LMSの履歴の機能として、学習進度、学習コンテンツごとの学習日や頻度、ディスカッションボードへの参加の数、教室に来た数の管理を行っており、教員が評価を行いやすくしている。また、それぞれの週の課題の発見や学生の授業参加を促すため、週ごとにメールの発信を行っている。さらに、コンテンツ、システム、管理及び指導に関する学生のコース評価の調査に基づき、 Semester毎に最も優れたクラスに賞を授与している。

仁荷大学では、学生の人数が多い場合はティーチングアシスタントを付けて質を担保するようにしている。具体的には以下のような基準を設けている。

- 受講人員が200名以上の教養必須教科目（講師の割当可能）
- 受講人員が200名以上の専任教員開設の専攻・教養選択教科目
  - 受講人員の確定基準：受講申請の変更の確定日以降
  - TAの資格：一般の大学院に在学中の大学院生

また、学生の動機付けのためにコミュニケーションが重要だが、その活用は教員の裁量に

任せている。

延世大学では、教員に対して、教育の品質、FDなどの面で体制的な支援、チェックは行っておらず、教員の自由裁量に任せている面が大きい。教材作成では、特に教育工学的な項目はチェックしておらず、教員に任せている。ただし、インストラクショナル・デザインの知識のあるスタッフが教材開発をサポートしている。

ソウル国立大学では、e-Learningだけでなく、授業の質の向上を支援するために、教授向けのFDプログラムを企画・運営・研究している。プログラムメニューとしては、ビデオテープによる授業分析、ITを活用した効果的な授業方法、新人教員向けの大学教育の基本事項・学務、将来教員になる院生向けのプレゼンテーション技法などについてワークショップを開催する。また、学生と教員を集めたフォーラムでの生の意見交換、教養科目に関する国際シンポジウムの開催なども実施する。さらに、授業に関する分析と課題、よい授業の発掘を行い、効果的な授業のための方策を考える。

## 2) 学習者に対する支援

各大学ともe-Learningを使用する上での技術支援はシステムのQ&A機能を用いてスタッフがやっている。

梨花女子大学では、学生に対する支援として、オンライン学習のガイドライン、システムのマニュアル等の普及、効率的にオンラインコースを学ぶためのe-Learning初心者のためのオンラインプログラムの提供を行っている。また、ティーチング・アシスタントを学生30人につき1名つけて、タイムリーな支援の提供を心がけている。オンライン学習コミュニティでは、学生の自発的な参加や学生の都合に合わせたICTの活用を促すだけでなく、学習教材や出された課題の共有を行い、学習を促進する工夫を行っている。学習者のインセンティブを高める工夫としては、それぞれの週の課題の見直しや学生の授業参加を促すための週ごとのメールの発信を行っている。さらにユニークな試みとして、サイバー e-Learning フェスティバルがある。e-Learning経験の共有及びe-Learningへの親しみ・興味を持たせるため、フェスティバルを開催し、毎年約200人の学生が集まる。

ソウル国立大学では、学部生および院生に対して自立的な学習を進めて行くためのプログラムを提供する。すなわち、修士1年に対して学習方法・読み書きの戦略など「いかに学習するか」の指導、学習の視野を広げるためのセミナー、学生グループの構成、デジタルリテラシー向上・プレゼンテーション能力向上・英語記述能力向上のためのワークショップなどを実施している。

## (c) 機関における質保証の管理

### 1) 機関の基本理念との関係の明確化

いずれの大学でも、e-Learning支援チームの位置付けを行っているが、特に、梨花女子大学および仁荷大学は大学の戦略と密接な位置付けを行っている。

梨花女子大学では、「グローバルエイジの女性のための高等教育機関」、「世界ベスト100大学のひとつになる」というビジョンを掲げ、グローバル化、情報化、人間中心、を指針として選んでいる。そして、大学院中心の研究型大学、グローバルな専門家の輩出、国際コミュニティへの貢献を目指している。e-Learningはこのようなビジョンに沿ったものとして位置付けられている。梨花女子大学マルチメディア教育研究所は、このような理念に沿って、

AV教育研究所（1969年設立）と教育メディア研究所（1994年設立）を1998年に統合したもので、梨花サイバーキャンパスの名称によるオンラインプログラムの開発・配信、梨花インターネット放送システムの運営、オンライン教育学習のコンサルティングサービスを行っている。

梨花サイバーキャンパスのビジョンは、「梨花女子大学の優れた教育サービスを世界に広める中核的な役割を担い、21世紀の高等教育機関のサイバー教育の枠組みの中で国内および国際的なリーダーとなる」というものである。梨花サイバーキャンパスの理念は以下の通りである。

- 梨花サイバーキャンパスのオンラインプログラムは、既存の梨花女子大学の教育コースの社会的な評価に見合ったものでなくてはならない。
- オンラインプログラムは、学習者のニーズと社会の要請に沿って開発する。
- オンラインプログラムは、各種の学位、資格、および訓練プログラムを通じた実践的な訓練に焦点を当てる。
- 梨花サイバーキャンパスは、高品質オンラインプログラムの開発に、協調型コース開発チームのアプローチをとる。
- 梨花サイバーキャンパスは、各種の公的・私的機関との、組織間および国際パートナーシップの確立を図る。
- 梨花サイバーキャンパスは、教育プログラム開発に際して、個別、協調的、および、構成的学習方略を適用する。
- 梨花サイバーキャンパスは、リソースベースの学習環境を提供する。
- 梨花サイバーキャンパスは、韓国および世界の女性のための「バーチャル学習環境」の創生にベストをつくす。

仁荷大学では、韓国の大学IT化政策と歩調を合わせて学内のIT化を進めて来た。1997年に朝鮮日報と共同で、デジタル衛星遠隔教育システムを開始した。また、1998年にWorld Wide Webを使ったサイバークラス（OCU: Open Cyber University）を設立している。2000年にはすべての教授が最低1講座のサイバークラスを受け持つことを義務化するなど、トップダウンにIT化を進めてきている。2002年にはOCUの次世代の構想として、教育のグローバル化を試行した e-campus構想を打ち上げ、2003年にInha e-Learning System、2005年にはInha e-Brain Systemを構築している。最新のe-Brain System導入の目的は以下の通りである。

- 消費者（学習者）中心の教育
- 海外の大学の国内進出への対応
- 既存のIT教育システムの再検討
- 先端技術導入による学習効果の向上
- 多様な能力開発体制の構築
- 低コスト高パフォーマンスな教育の実現

e-Brain Systemの導入は以下のような基本戦略で進めている。

- 安定的な学習者の確保。産学協力による需要の創出
- 学習者のニーズに合った科目の開設。外国語、産学連携関連科目、資格取得・職務関連科目、など
- コンテンツの多様化と高品質化

- e-Learningに適合した組織形成。ニーズ調査、広報体制、など  
質保証やIT活用教育については、以下のような観点で研究開発を行っている。
- 品質認証の研究
  - 韓国の高等教育機関の品質認証システム
  - 標準化研究開発関連及びシステム
  - 自大学の品質認証の現況及び政策・戦略
  - 関連規定
  - 学習者及び教授者、開発システム支援状況
  - 自大学のe-Learning及びコンテンツの開発・管理
- 効果的なICT活用教授法の研究開発
  - IT活用の教授設計（企画）及び効果的な教授法の研究開発
  - 成功事例
  - 教授設計（企画）組織及び人員
  - 専門家（教授設計）養成（開発）プログラム及び関連規定（条項）
- 効果的なIT活用学習法の研究開発
  - 成功事例

## 2) 機関内組織における体制の確立

各大学とも、e-Learning専門の組織によって促進を行っている。

梨花女子大学では、14名のスタッフを有するマルチメディア教育研究所で、梨花サイバーキャンパスの名称によるオンラインプログラムの開発・配信、梨花インターネット放送システムの運営、オンライン教育学習のコンサルティングサービスを行っている。

仁荷大学では、e-Learningの教育効果を高めるために、コンテンツの品質管理と統合的なシステム管理が重要である、という認識を持っている。そのために、以下の三つの組織が役割を分担している。

- 教務部学事開発チームでは、e-Learningの総合企画、管理運営を行う。
- 教務部大学教育開発センターでは、e-Learning化対象科目の指定、評価を行う。
- 電算情報院メディア支援チームでは、コンテンツ開発、システム管理を行う。

延世大学では、YSCEC（Yonsei Cyber Education Center）が活動しており、Director、Administrative Chiefのほか、9名のスタッフで運営されている。このスタッフは3名ずつ3つのチームに分かれており、それぞれ、コンテンツ制作、計画・コンサルティング、システムオペレーションを担当している。主要な業務は以下の通りである。

- オンライン授業のコンサルティング
- LMSの韓国語と英語のサポート
- 学習コースデザイン
- プラットフォームの構築・更新
- 教材作成

スタッフ中インストラクショナル・デザイナーは2名で、コース作成に直接関わり、教員がWeb Base Lectureを作成する手助けを行っている。

ソウル国立大学では、教育システム全体を担当するCTL（Center for Teaching and Learning）の一部門としてe-Learning部門が置かれている。CTLは、①教授部門、②学習部

門、③e-Learning部門、④学術ライティングラボ（The Academic Writing Lab）で構成される。教授部門は教員を対象としたFD、学習部門は学生を対象とした学習方法に関する支援を行う。e-Learning部門はe-Learning全般についての管理とコンテンツ企画・開発の支援、ビデオ撮影、およびe-Learning手法の研究を行う。VODタイプコンテンツについては、教室での授業撮影と使用法の支援、WBIについては一部コンテンツの開発、Flashなどのマルチメディア教材作成とPPTテンプレートの提供、e-Learningの効果的な利用法のガイドライン提供、e-Learning実践に関するフォーラム・セミナーの開催、大学の方針であるブレンディッド型のe-Learningシステムの導入促進、マルチメディア設備など教育環境の整備を行う。5名のデザイナーを有する。

### 3) 著作権に関する基本事項の策定

著作権に関する扱いは、まだ各大学とも模索中である。

仁荷大学では、著作権は教員と大学の共有で、教授が外部に提供する場合は大学の同意が必要である。

延世大学では、開発教材の著作権に関して明確な規定は設けていない。学内に提供する場合、教授が著作権を持っていても問題はないとしている。学外のサイバー大学などに提供する場合は利益分配に関するルールがある。外部の大学と延世大学で5：5で分け、さらに延世大学分を、教授：YSCEC：大学＝8：1：1で分ける。教授が他大学に移るような場合は、まだそのようなケースがないので、問題になっていない。

### 4) 推進のインセンティブを高める仕組み

教員がe-Learningを自分の授業に適用するようにインセンティブを高める方策には、各大学で違いが見られる。e-Learningの実施を教員の人事評価に反映したり、支援金を出したりするケースや、実施状況を見て表彰を行うケースなどがある。

延世大学では、e-Learningコースを開発した教員に対して、センターから助教（アシスタント）に500万ウォンの助成金を出す制度がある。e-Learningコース開発は、教員の自主的に任されていて、e-Learning化の努力は教員の評価に反映されない。e-Learningコースの拡大は教員の自発的な努力に依っていて、それが問題になっている面もある。

梨花女子大では、コンテンツ、システム、管理及び指導に関する学生のコース評価の調査に基づき、セメスター毎に最も優れたクラスに賞を授与している。

ソウル国立大学でも、グッド・プラクティスを広めるため、良いe教授法の表彰を行っている。

仁荷大学では、150講座が完全e-Learningで、ブレンディッド講座は470名の教授全員が実施と、浸透率が非常に高い。大学全体にIT化が進んでいるが、当初はe-Learningに対する抵抗があり、セミナーなどで推進のための下地を作ってきた。また、e-Learningを実施した教員には支援金を与え、人事評価にも反映してインセンティブを高めている。支給金の推移を表17に示す。

表17 仁荷大学のe-Learning支給金総額の推移

区分	コンテンツ開発費 (新規)		コンテンツ修正 補完費(更新)		講義運営補助費		TA 支援	支給計 (千円)
	講座数	支給額	講座数	支給額	講座数	支給額	講座数	
2003年後	8	29,000	2	12,000	28	9,065	—	50,065
2004年前	9	29,000	4	2,000	28	13,250	—	44,250
2004年後	40	12,800	7	3,500	45	26,935	38	43,235
2005年前	31	107,500	25	12,500	52	59,690	35	179,690
2005年後	21	63,000	8	4,500	63	61,139	32	128,639
2006年前	5	10,000	—	—	57	64,445	33	74,445
2006年後 (予定)	—	—	—	—	47	76,860	35	76,860
計	114	251,300	46	34,500	320	311,384	173	597,184

仁荷大学でのe-Learning推進制度の詳細を以下に示す。コンテンツの作成対象とする講座の選定基準は以下の通りである。

- 大学の教養必須及び専任教員が開設した教科目
- 受講人員が上位の教科目（需要度が高い教科目）
- 掲示板の運営が活発で、教授及び学習者の参加度が高い教科目
- 改変効果がずば抜けており、学習効果の上昇を期待できる教科目
- 大学のe-Learningの代表講座で、一般人への公開講座が可能な教科目

また、コンテンツ開発のための支給金、および、e-Learning講座運営のための支給金の算出方法も詳細に決められていて、公正を期するようにしている。コンテンツ開発のための支給金の算出は以下のように行われる。

- 評価項目をコンテンツの内容の構成と類型で細分化し、支給基準の客観性を確保
- 支援製作コンテンツと独自製作コンテンツの開発費を差別支給
- 講師が製作したコンテンツには開発費を支給しない
- 単純テキスト中心のコンテンツは開発費を支給しないか開発を許可しない
- コンテンツ開発費支給基準の評価項目は以下の通り
  - コンテンツの内容：30%（「e-Learning講座の内容構成のためのチェックリスト」の評価点数を反映）
  - コンテンツの類型：70%
    - ◇テキスト：50%（パワーポイント、html文書、ハングル文書及びMSワード文書は該当しない。）
    - ◇音声講義：30%
    - ◇動画講義：10%
    - ◇その他マルチメディア資料：10%（音声及び動画資料、アニメーション（flash）イメージなど）

この評価基準に基づき、表18に開発費の支給基準を、表19に支給例を示す。開発費は大学の専任教授にのみ支給され、講師には支給されない。

表18 仁荷大学のコンテンツ開発支給金

(単位：万ウォン)

評価点数	コンテンツ開発費 (/自力)		コンテンツ開発費 (/支援)	
	専任教授	講師	専任教授	講師
90 点以上	400	・	300	・
80~89	350	・	250	・
70~79	300	・	200	・
70 点未満	支給しない		支給しない	

表19 仁荷大学のコンテンツ開発支給金

コンテンツの形式区分	評価点数	支給費 (万ウォン)
テキスト/音声/動画/マルチメディア資料	内容の評価 30 点満点中 20 点以上である 場合：全体の総点 90~100 点	400
テキスト/音声/動画	内容の評価 30 点満点中 20 点以上である 場合：全体の総点 83~93 点	350~400
テキスト/音声/ マルチメディア資料	内容の評価 30 点満点中、20 点以上である 場合：全体の総点 83~93 点	350~400
テキスト/音声	内容の評価 30 点満点中、20 点以上である 場合：全体の総点 76~86 点	300~350
テキスト/マルチメディア資料	—	支給しない
テキスト	—	支給しない

- 音声または動画が支援されない教科目は、コンテンツ開発費を支給しない
- e-Learning及びブレンディッドラーニング教科目の開設許容：1 学期に 2 教科目
- e-Learning及びブレンディッドラーニング教科目の教案開発費支給：3 教科目まで

ブレンディッドラーニングについても同様の基準が設けられている。ブレンディッドラーニングの形式は以下のように分類されている。

- オフライン中心型：オンライン 1 時間／週＋オフライン 2 時間／週
- オンライン中心型：オンライン 2 時間／週＋オフライン 1 時間／週
- オフライン・オフライン統合型：教科目の特性に合わせて適切に統合運営  
 >>例) 前半オンライン＋後半オフライン、前半オフライン＋後半オンライン、オフライン・オンライン隔週運営、など

また、ブレンディッドラーニングの良さを生かすため、以下のような規定が設けられている。

- オンライン講義の時間には、授業時間毎にコンテンツを製作して登録。  
 >>オフライン講座の補助形式の“Web補助講義室”は不可。  
 >>オンライン中心型（オンライン 2 時間／週＋オフライン 1 時間／週）の場合、1、2 時間目のコンテンツを製作登録し、1/2以上は音声及び動画の講義。
- オフライン講義では、討論型、セミナー型、チームプロジェクト型、現場実習など、様々な教授方法を活用。

以上の分類に対して、表20のように開発費が支給される。専攻教科については、e-Learningでは開発費を支給しないが、ブレンディッドラーニングでは支給することになった。

ており、メリハリをつけた支援が行われている。

表20 仁荷大学のブレンディッドラーニング開発支給金

区分	支給費(万ウォン)
オフライン中心型	50~100

- e-Learningおよびブレンディッドラーニング教科の開設許容：1学期に2教科
- e-Learningおよびブレンディッドラーニング教科の開発費支給：3教科目まで  
専攻教科はe-Learningでは開発費を支給しないが、ブレンディッドラーニングは開発費を支給

講義の運営については受講者数および学生からの質問に対する回答数に応じた補助費が支給される。支給は、受講人員100名以上の教科で、受講人員と質問回答比率に応じて行われる。支給基準を表21に示す。さらに、全体の受講人員に関係なく、受講人員が100名未満の教科目についても、質問回答数が100～150回であれば10万ウォン、151回以上であれば20万ウォンを一括支給する。

表21 仁荷大学のe-Learning運営支給金

質問回答比率 (%)	支給基準
90~100	(受講人員-100名) ×5,000 ウォン×100%
80~89	(受講人員-100名) ×5,000 ウォン×95%
70~79	(受講人員-100名) ×5,000 ウォン×90%
60~69	(受講人員-100名) ×5,000 ウォン×85%
50~59	(受講人員-100名) ×5,000 ウォン×80%
50 未満	支給しない

#### 5) 質の向上のためのセミナー等の開催

いずれの大学も、教員に対するコース作成の支援は行っている。さらに、いくつかの大学ではFDなどで質の向上を図っている。

仁荷大学では、教員向けにeクラス活用方策といった内容のFDを毎学期行っている。ツールの使い方、学習効果向上法などのセミナーを実施している。

ソウル国立大学では、e-Learningだけでなく、授業の質の向上を支援するために、教授向けのFDプログラムを企画・運営・研究している。プログラムメニューとしては、ビデオテープによる授業分析、ITを活用した効果的な授業方法、新人教員向けの大学教育の基本事項・学務、将来教員になる院生向けのプレゼンテーション技法などについてワークショップを開催する。また、学生と教員を集めたフォーラムでの生の意見交換、教養科目に関する国際シンポジウムの開催なども実施する。さらに、授業に関する分析と課題、よい授業の発掘を行い、効果的な授業のための方策を考える。また、(1) e-Learningガイドブックの発行、(2) 教授・インストラクターへのe-Learningワークショップ、(3) e-Learning専門家向けフォーラムとワークショップなどを行っている。